

水道事業会計予算

令和3年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,028 戸
(2) 総 給 水 量	7,655,181 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	20,973 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	34,362 千円
(ロ) 上水道拡張工事	199,296 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,780,351 千円
第1項 営業収益	1,376,390 千円
第2項 営業外収益	403,958 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,705,866 千円
第1項 営業費用	1,584,590 千円
第2項 営業外費用	115,471 千円
第3項 特別損失	805 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額405,083千円は過年度分損益勘定留保資金405,083千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	77,688 千円
第1項 国庫支出金	5,400 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	4,306 千円
第4項 出資金	5,158 千円
第5項 補償金	17,720 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	45,100 千円

支 出

第1款 資本的支出	482,771 千円
第1項 建設改良費	53,399 千円
第2項 拡張費	243,116 千円
第3項 企業債償還金	185,256 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
紀の川水利使用許可申請書作成委託業務	令和3年度から 令和4年度まで	9,603千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	45,100千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 176,696 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、42,053千円と定める。

令和3年3月1日 提出

橋本市長 平木哲朗